



あわら市男女共同参画計画

第3次 あわら男女共同参画プラン

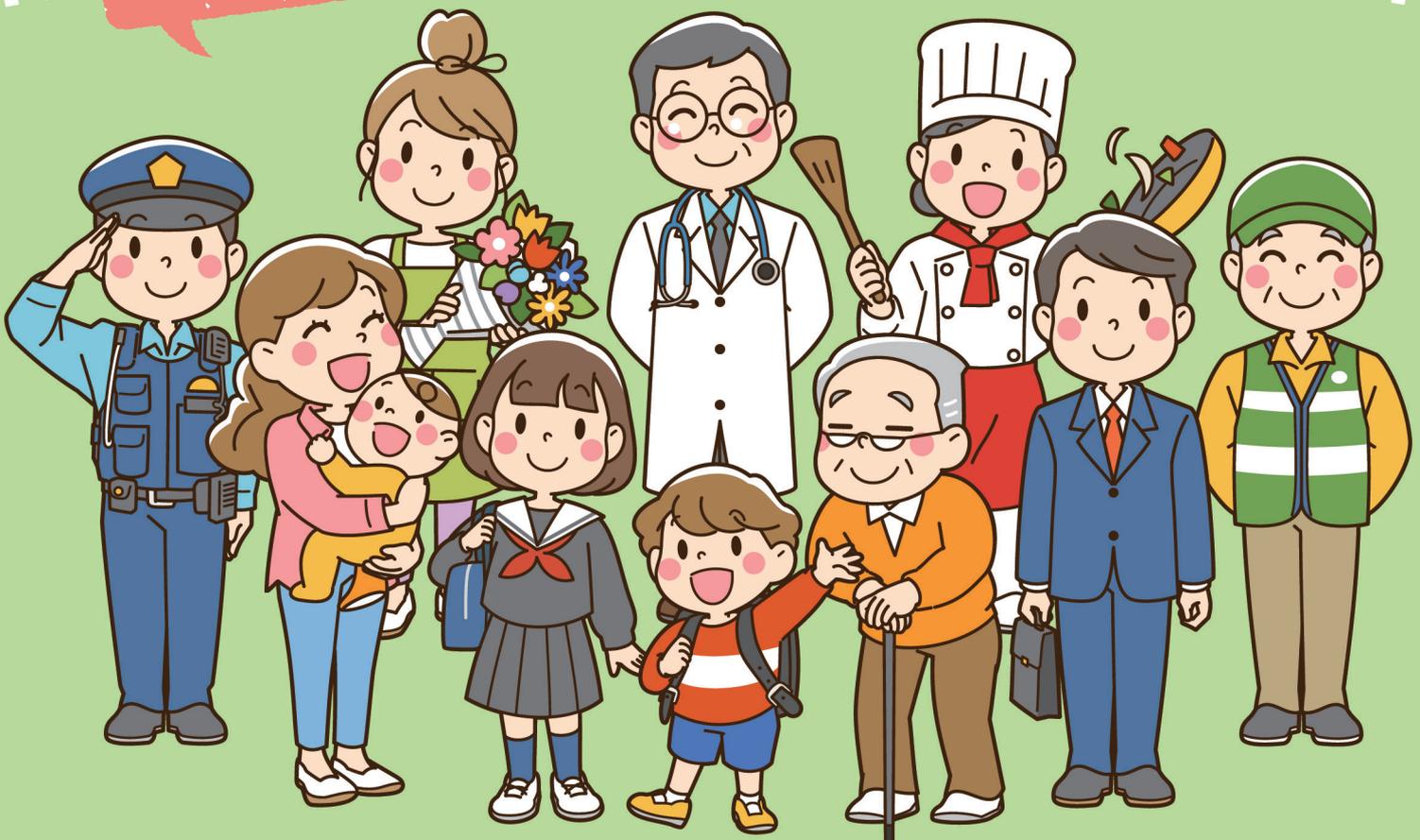
みんなが幸福を実感できる「あわら」をめざして

2025
(令和7年度)



2034
(令和16年度)

ダイジェスト版



あわら市

「第3次あわら男女共同参画プラン」について

あわら市が目指す男女共同参画社会とは、
「すべての人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、
性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる豊かな活力ある
社会」です。

あわら市では平成17年に「あわら男女共同参画プラン」を、平成27年に
「第2次あわら男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に
向け取組みを進めてきました。

この10年間で、あわら市に暮らす人たちのライフスタイルはより多様化し
ており、すべての人がそれぞれの個性や考え方、生き方を尊重し、互いを思
いやるとともに責任を持つことが大切です。

すべての人が住みやすいあわら市をつくるために、前プランを
引継ぎ、「第3次あわら男女共同参画プラン」を策定しました。
このプランは、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めていくう
えでの基本となるものです。

あらゆる分野の施策に男女共同参画社会づくりの施点を反映させ、
総合的・計画的に推進します。

計画の期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

具体的施策については令和11年度までの概ね5年間として、必要に応じて
見直します。

プランの基本的な考え方

～みんなが幸福を実感できる「あわら」をめざして～

計画の基本的視点

すべての人の人権の尊重

すべての人が、性別や年齢等を理由に生き方が制約されたり、不利益や暴力を被ったりすることなく、人間としての尊厳を保ちながら、自由に生きるための「人権」があらゆる場において保障されることが必要です。

社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な性別役割分担意識の改革を行い、家庭・学校・職場・地域等のあらゆる機会を通して、役割分担意識の解消を図ることが必要です。

あらゆる分野における活動への共同参画

あらゆる分野における共同参画を促し、地域社会の活性化や多様な課題の解決につなげていくことが必要です。

すべての人が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会の実現

すべての人がそれぞれの個性と能力を発揮しつつ、自分の責任で生き方を選び、利益を受けることができる活力ある社会の実現に向けた取り組みが必要です。

生涯を通じた健康への配慮

セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識を浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するとともに、すべての人が生涯を通じて互いの人権を尊重し、健康で自分らしく生きるための取り組みの推進が必要です。

女性が活躍できる社会環境の構築

女性が活躍できる社会環境を構築するには、まず職場における男女平等な待遇を確保することが重要です。

男女ともに育児休業制度の取得や男女間の賃金格差是正に向けた取り組みの推進をはじめ、女性に対するキャリアアップ支援、起業支援、就労支援を行うことで、女性の労働環境を整備し、エンパワーメントを推進することが求められます。

計画の内容

基本目標

I

みんなで築く「あわら」

男女共同参画の視点に立った意識の改革を進めるために、社会における制度又は慣行についての配慮を図りながら、政策・方針決定の場などあらゆる分野への共同参画を拡大していくことにより、創造力あふれる社会をみんなで築くことを目標とします。

重点目標 ① 地域・家庭での制度・慣行の見直し及び意識の改革

性別にとらわれず、すべての人が様々な活動に参画できるよう、固定的な性別役割分担意識に基づく制度や慣行について、見直しや改善に向けた意識改革を進めます。

重点目標 ② 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

職場環境の整備を促し、性別にかかわらず意思決定の場に参画する意欲の醸成に取り組みます。

重点目標 ③ 多様な選択を可能にする教育・学習の充実

市民一人ひとりが固定概念にとらわれず、互いの個性と能力を認め、尊重しあいながら多様な生き方を選択できるよう、幼少期の段階から教育・学習の機会を充実させ、個人の尊厳、男女平等など男女共同参画社会づくりの理念を理解するよう意識の啓発等を行います。

基本目標

II

みんなが活躍できる「あわら」

すべての市民がともに社会の一員としての責任を果たしながら、それぞれの個性と能力を十分発揮できるよう、ワーク・ライフ・バランスを確保し、みんなが活躍できる社会の実現を目標とします。

重点目標 ④ 雇用等における均等な機会と待遇の確保

職場等において女性の活躍推進を阻害する要因となる性別役割分担意識の解消やハラスメントの防止に向けた事業主等に対する周知・啓発に取り組み、自分に合った多様な生き方や働き方を選択できる環境づくりを推進していきます。

重点目標 ⑤ 女性の起業等に対する支援

女性が自らの選択により様々な可能性に挑戦し、それらを実現させていくことができるよう、職業能力向上や起業のための支援などエンパワメントにつながる取組みを推進します。

重点目標 ⑥ ワーク・ライフ・バランスを確保するための支援

男女が対等なパートナーとして、協力して子どもを産み育て、仕事と家庭、仕事、地域活動等と両立できるよう、企業や団体、行政等が協働しワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みの推進に努めます。

基本目標 III

みんなが安心して暮らせる「あわら」

パートナーに対する暴力をはじめ、あらゆる脅威をなくし、すべての市民が人権を尊重し、互いに思いやり、生涯にわたり健康で安心していきいきとした暮らしができることを目標とします。

重点目標 ⑦ あらゆる暴力の根絶

ドメスティック・バイオレンスや交際相手からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、さまざまなハラスメント行為、子どもに対する虐待など、全ての暴力を許さない社会を目指していきます。

重点目標 ⑧ 共に思いやる健康づくり

性差により異なる健康上の問題、特に女性特有の妊娠・出産、その他疾患について、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の観点から自分らしく生きられるよう、性や健康に関する教育を充実し、自分の健康を守り育てる意識の醸成に取り組みます。

重点目標 ⑨ 誰もが安心して暮らせる環境の整備

性別、年齢、国籍の違いや障がいの有無等にかかわらず、一人ひとりの尊厳が尊重され、社会全体が多様性を認める環境を整備し、誰もが社会を支える重要な一員として安心して暮らせる社会の実現を目指します。

重点目標 ⑩ 男女共同参画の視点に立った防災及び防犯活動の推進

災害時において、男女を問わず少数派の意見を入れられるよう意識啓発等を推進するとともに、男女が共に担う地域活動を支援し、誰もが安全・安心に暮らしていくための環境づくりを推進します。



わたしたちがめざす男女共同参画社会

家庭は

- 家事や子育て、介護は家族みんなで分かち合い協力する。
- 家族みんなの健康を思いやる。



地域社会は

- 性別、年齢、国籍の違いや障がいの有無にかかわらず、すべての人が安全で安心して暮らせる社会をつくる。
- 古い制度や慣行にとらわれることなく、すべての人がいきいきと活動する。
- 地域活動において、男女を問わずみんなの意見を取り入れる。
- すべての人がまちづくりに取り組む。



職場は

- 性別に関係なく、個性や能力を十分に発揮することのできる機会や待遇を確保する。
- ハラスメントがない明るい職場をつくる。
- ワーク・ライフ・バランスを実現する。



学校は

- 性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を伸ばす教育をする。
- 個人の尊厳、男女平等といった人権の尊重についての教育や学習を推進する。



みんなの役割

明るい男女共同参画社会の実現にはさまざまな立場のみなさんの力が必要です。

よりよい「あわら」をつくるために、みんなで協力しましょう。

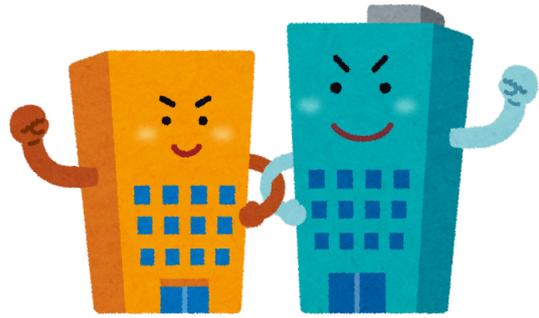
市民のみなさんの役割

- 一人ひとりが男女共同参画について理解を深め、お互いの人権を尊重し、認め合しましょう。
- 家庭、地域、職場などさまざまな場において、みんなが共に利益と責任を分かち合い、協力しましょう。



地域の役割

- 性別、年齢、国籍の違いや障がいの有無にかかわらず、すべての人がいきいきと活動できる活力ある地域社会づくりを進めましょう。
- 地域活動において、みんなが参加できる組織作りに取り組みましょう。



事業者の役割

- 性別に関係なく、個性や能力を発揮することのできる働きやすい職場づくりを進めましょう。
- ハラスメントのない明るい職場づくりを進めましょう。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、職場環境の整備を進めましょう。



市の役割

- 第3次あわら男女共同参画プランに基づいて、市が行う施策を男女共同参画の視点に立って総合的・計画的に実施します。



こんなとき、ひとりで悩まないで

●「女性が抱える問題に関すること」で悩んでいる方へ

★あわら市市民協働課

☎ 0776-73-8003

★坂井健康福祉センター（配偶者暴力被害者支援センター）

☎ 0776-73-0609

★福井県生活学習館（ユウ・アイふくい）（配偶者暴力被害者支援センター）

☎ 0776-41-7111 ☎ 0776-41-7112

一般相談：開館日 9:00～16:45

DV被害者相談：開館日 9:00～16:45

特別相談：（電話による予約が必要です）

●「子育てに関すること」で悩んでいる方へ

★あわら市子育て支援センター

☎ 0776-77-1163

子育ての不安など、相談してください。子育てに関する情報の提供や支援を行っています。

●「児童虐待に関すること」を相談したい方へ

★あわら市子育て支援課

☎ 0776-73-8021

近所で気になる親子が居たら、ちょっと気にかけてあげてください。「おかしいな」と思ったらご連絡・ご相談ください。

●「男女共同参画に関すること」で相談したい方へ

★あわら市市民協働課

☎ 0776-73-8003

男女共同参画の推進には皆さんの協力が欠かせません。ご意見・ご相談はお気軽にお寄せください。



令和7年3月発行

あわら市創造戦略部市民協働課

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1-1

☎ 0776-73-8003（直通）

E-mail kyoudo@city.awara.lg.jp